刑 法 及 び 刑 事 訴 訟 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る法 律 案 に 対 す る 附 帯 決 議

令和五年六月十五日

参

議

院

法

務

委

員

会

政 府 及 び 最 高 裁 判 所 は、 本 法 0 施 行に 当 一たり、 次 0 事 項 に つ 1 て 格 段 0 配 慮 を す べ き で あ る。

第 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 刑 法 第 百 七 + 六 条 第 \equiv 項 及 び 第 百 七 + 七 条 第 三 項 0) 規 定 に お 1 て、 十三 歳

以

上

+

六

歳

未

満

 \mathcal{O}

者

に

対

す

る

五

歳

以

上

年

長

 \mathcal{O}

者

 \mathcal{O}

性

的

行

為

を

処

罰

す

ることと

L

て

11

る

 \mathcal{O}

は

両

者

 \mathcal{O}

間

に

お

れ ょ そ ば 対 対 等 等 な な 関 関 係 係 で が あ あ る ŋ とす 得 な る 11 t لح 考 \mathcal{O} え で は 5 な れ るこ 1 \mathcal{O} とに で あ ょ る る か ら ŧ \mathcal{O} 第 で あ 条 0 て、 \mathcal{O} 規 定 両 に 者 ょ \mathcal{O} 年 る 改 齢 正 差 後 が 五 \mathcal{O} 刑 歳 法 差 第 未 満 百 七 で + あ

六 条 第 項 及 び 第二 項 並 び に 第 百 七 + 七 条 第 項 及 び 第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 当 た 0 て は لح り わ け れ

5 \mathcal{O} 規 定 に 定 \otimes る 行 為 を す る 者 が + 八 歳 以 上 で あ り、 か つ、 そ \mathcal{O} 相 手 方 が + 六 歳 未 満 で あ る 場 合 に は む

L ろ、 + 六 歳 未 満 \mathcal{O} 者 に と 0 て は 年 齢 差 が そ \mathcal{O} 意 思 決 定 に 及 ぼ す 影 響 が 大 き 11 _ とに 鑑 4 る 両 者 \mathcal{O} 間

で な さ れ た 性 的 行 為 は 経 済 的 又 は 社 会 的 関 係 上 \mathcal{O} 地 位 に 基 づ < 影 響 力 に ょ 0 7 受 け る 不 利 益 を 憂 慮 さ

とが 誤 せ 信 ること又 困 を さ 難 せ な 状 は そ 態 \mathcal{O} 要 に れ を憂 さ 件 に せ 該 又 慮 当 は L て そ L 得 0) い ること」 ることに 状 態 に あ 等 留 ることに 意すること。 に ょ ŋ 乗じ 同 て 意 ま L た、 な 0) 要 1 附 件 意 思 則 B 第二 を 行 形 + 成 為 が し、 -- わ 条 \mathcal{O} 11 表 規 せ 明 定 0 L に 若 な ょ L Ł < る 0 は 周 で 全 は 知 う に な す 当 1 るこ た と 0

て

は、

 $\sum_{}$

0)

点

に

0

1

て

ŧ,

併

せ

て

周

知

す

ること。

_ 身 び 司 及 要 啓 件 法 \mathcal{O} 性 不 警 等 発 に 発 同 察 達 関 を 並 意 職 段 す 推 び わ 階 員 る L に 1 等 に 教 進 せ 面 \mathcal{O} 応 育 \otimes 会 0 じ、 罪 関 等 要 + 求 係 0 及 + 者 重 分 等 \mathcal{U} 分 要 罪 不 に に な 性 同 対 周 \mathcal{O} 教 改 L に 知 意 育 7 鑑 徹 正 性 等 み、 ŧ, 底 法 交 を 等 を \mathcal{O} 行うこと。 罪 初 义 趣 法 等 改 る 旨 に 教 正 ょ 及 お う 育 び け \mathcal{O} 努 る 趣 か 構 ま め 旨 5 成 同 た、 る 高 要 意 を りこと。 周 等 件 \mathcal{O} 普 教 知 に 位 及 育 徹 0 置 啓 لح 付 に 底 1 発 至 て、 ŋ L け \mathcal{O} る わ 及 た 全 け、 若 + び 8 て 年 意 分 に \mathcal{O} 層 義、 子 な 必 学 ど 研 を 要 ŧ 修 校 は 年 な 等 段 に じ 齢 予 階 を 対 \Diamond 差 算 要 行 す に لح を うこ 件 す お る 確 1 性 る 及 保 て、 び 被 玉 す 害 民 地 る 子 0 に 位 ととも تلح 深 対 ŧ 刻 す 関 係 0 性 る 心 性 及

三 過 程 性 に 犯 お 罪 11 が て、 被 害 男 者 性 \mathcal{O} P 性 性 別 的 を 間 7 イ わ な 1 IJ 11 テ ŧ イ \mathcal{O} \mathcal{O} لح 被 な 害 0 者 て に 1 る 0 こと 1 7 を 適 踏 屻 に ま え、 対 応 被 で きる 害 \mathcal{O} ょ 相 · う、 談 関 捜 査 係 機 関 公 判 等 に \mathcal{O} 対 あ す 5 る ゆ 研 る

修 等 を 通 U て 徹 底 さ せ る ょ う 努 \Diamond ること。

第 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 0 刑 法 第 百 七 十 六 条 及 び 第 百 七 + 七 条 に お 11 て、 婚 姻 関 係 \mathcal{O} 有 無 12 カ カ わ 5

ず 性 犯 罪 が 成 立. す るこ لح が 明 確 化 さ れ たことに 鑑 み、 司 法 警 察 職 員 検 察 官 裁 判 官 及 び 地 方 自 治 体 \mathcal{O} 職

員 等 \mathcal{O} 関 係 者 に 対 L て、 法 改 正 \mathcal{O} 趣 旨 を 周 知 徹 底 し、 必 要 な 対 応 等 を 行 うこと。

五 性 犯 罪 が 重 大 カゝ 0 深 刻 な 被 害 を 生 ľ さ せ る Ě そ 0 被 害 \mathcal{O} 性 質 上 性 犯 罪 被 害 者 が 支 援 を 受 け る ま で に

様 々 な 心 理 的 社 会 的 障 壁 が あ ることを 踏 ま え、 捜 査 カコ 5 公 判 等 に お け る 各 段 階 に お 1 て 被 害 者 \mathcal{O} 心 身 \mathcal{O}

状 態 に + 分 配 慮 す る ょ う 努 \otimes る と と ŧ に、 被 害 者 支 援 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 関 係 省 庁 \mathcal{O} 連 携 体 制 \mathcal{O} 構 築 被 害 直 後 カン 5

継 続 的 な 性 犯 罪 被 害 者 \sim \mathcal{O} 支 援 B ワ ン ス 1 ツ プ 支 援 セ ン タ を 通 じ た 支 援 \mathcal{O} 充 実 等 \mathcal{O} 多 面 的 な 支 援 を 行 う

ょ う 努 \Diamond ること。 そ \mathcal{O} 際 心 身 に 障 害 が あ る 性 犯 罪 被 害 者 に 0 1 て、 そ \mathcal{O} 特 性 を 踏 ま え て 適 切 な 対 応 を

ること。

六 1 わ ゆ る 司 法 面 接 的 手 法 に ょ る 聴 取 結 果 等 を 記 録 L た 録 音 録 画 記 録 媒 体 に 関 す る 証 拠 能 力 0 特 則 が 刑

事 訴 訟 法 \mathcal{O} 根 幹 で あ る 伝 聞 法 則 \mathcal{O} 例 外 で あ る こと に 鑑 み、 聴 取 \mathcal{O} 実 施 に 当 た 0 て は 玉 際 的 な 実 証 的 研 究

12 基 づ き 開 発 さ れ た 司 法 面 接 \mathcal{O} 手 順 に 留 意 L 0 0 実 施 し、 当 該 聴 取 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 妥 当 性 を 録 音 録 画 等 に ょ り

事 後 的 に 検 証 す ること が で きる 手 法 \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ る な ど、 適 切 な 運 用 に 努 8 る ょ う 留 意 す ること。

七 接 る と と に 1 ょ わ 0 ŧ ゆ に、 7 る 司 確 保 聴 法 す 取 面 るとい 接 後 的 \mathcal{O} 聴 手 う 法 取 に 司 対 ょ 象 法 面 者 る 接 聴 \sim 的 \mathcal{O} 取 手 接 \mathcal{O} 法 触 前 に に \mathcal{O} 段 ょ 0 階 る 1 聴 て に 取 お は 1 \mathcal{O} て、 趣 汚 染 旨 に 聴 \mathcal{O} 反 な 取 す 対 11 ることが 象 初 期 者 供 \mathcal{O} 記 述 な を 憶 1 可 \mathcal{O} ょ 能 汚 う、 染 な 限 を 関 り 防 係 少 止 者 な す る に 1 ょ お 口 う 数 11 努 て \mathcal{O} + め 面

分

配

慮

す

ること。

八 こ と る 海 心 検 外 理 子 が • ど 討 \mathcal{O} 法 を 取 重 ŧ 律 要 が 進 組 で \mathcal{O} 等 8 被 知 ること。 あ を 害 識 参 ること 者 に 考 で 関 に あ す に し、 あ る る 鑑 わ 性 知 み、 せ 民 犯 見 て、 罪 間 子 B 寸 等 ど 技 に 障 体 ŧ 術 お 害 P カコ \mathcal{O} 者 医 1 5 向 て が 療 \mathcal{O} 上 は、 被 寸 聴 を 害 体 取 义 子 者 等 るととも を ども で \mathcal{O} 適 あ 知 切 見 0 る に 性 t 負 に、 行うことがで 担 犯 生 を 罪 か 子 等 軽 L ども に な 減 お が し、 が 1 5 安 きるよ 7 カュ 心 は 聴 0 L 信 取 、 う、 て 障 \mathcal{O} 用 話 場 性 害 子 せ 者 所 \mathcal{O} ど る P 高 カン ŧ 環 方 5 1 境 \mathcal{O} 法 供 \mathcal{O} 認 を 聴 に 述 知 整 を 取 0 発 え を 11 聴 達 る 適 て 取 能 た 更 す 切 力 8 な に る

九 ども 問 を 子 تح 行 \mathcal{O} 証 う ŧ こと が 人 尋 証 問 は 人 لح \mathcal{O} L 実 証 て 施 人 に に 公 判 向 重 け 篤 廷 て、 な に 心 出 訴 的 廷 訟 す 負 関 担 る 係 を 際 者 与 が え 証 そう る 人 0 \mathcal{O} ĺ 認 4 た な 知 子 5 発 ず、 Ŀ 達 ŧ 能 \mathcal{O} 真 力 特 実 を 踏 性 発 に 見 ま え 配 Ł ず 意 遠 す 不 \mathcal{O} < る 相 こと 当 必 な 要 を 性 尋 問 踏 \mathcal{O} 周 ま P え、 知 困 惑 に さ 努 滴 せ 8 切 るこ な る 子 尋

行

うこと

が

で

きるよ

∽ う、

障

害

者

 \mathcal{O}

特

性

に

+

分

配

慮

す

る

<u>ک</u> 。 あ わ せて、 障 害 者 が 証 人として 公判 廷 に 出 廷 でする 際 に は 障 害 者 0) 特 性 を 踏 ま え、 適 切 な 証 人 尋 問 لح

なるよう配慮すべきことを周知すること。

+ 附 則 第二十 条 第 項 \mathcal{O} 検 討 を 行 うに当 た 0 て は、 子 ども が 被 害 者 で あ る 性 犯 罪 等 に お け る 被 害 \mathcal{O} 実 情

被 害 開 示 後 0 被 害 聴 取 方 法、 被 害 聴 取 結 果 \mathcal{O} 証 拠 能 力 及 び 公 判 廷 で 0 尋 間 \mathcal{O} 在 ŋ 方 等、 ک \mathcal{O} 法 律 に ょ る 改

正 後 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況 等 を 勘 案 して、 子 ど ŧ が 被 害 |者で あ る 性 犯 罪 等 に 0 7 て \mathcal{O} 施 策 0 在 ŋ 方 に つ V) て

検討を加えること。

+ 性 犯 罪 \mathcal{O} 捜 査 司 法 手 続 に 当 たって、 被 害 者 \mathcal{O} 心 理 及 び 心 的 外 傷 被 害 者 と 相 手 方 0 関 係 性 を ょ り

層 適 切 に 踏 ま え て なさ れ る 必 要 性 に 鑑 み、 れ 5 に 関 連 す る 心 理 学 的 精 神 医 学 的 知 見 等 に 0 1 7 調 査 研

究 を 推 進 す るととも に 調 査 研 究 を 踏 ま え た 研 修 を 行 うこと。

十 二 性 犯 罪 者 \mathcal{O} 再 犯 等 に 関 す る 多 角 的 な 調 査 研 究 B 関 係 機 関 と 連 携 L た 施 策 0 実 施 な تح ﴿ 効 果 的 な 再 犯 防

止対策を講じるよう努めること。

十三 性 犯 罪 及 び 性 暴 力 に 関 す る 実 情 及 び 海 外 \mathcal{O} 制 度 等 に 0 11 て 引 き 続 き 調 査 を 行 うとと ŧ に、 附 則 第 +

条 第 項 \mathcal{O} 検 討 を 行 う に 当 た 0 て は 不 同 意 性 交 等 罪 に お け る 同 意 \mathcal{O} 位 置 付 け、 生 徒 と 教 員 及 び 障 害 者

保護 監督者等との 間 \mathcal{O} 地位に基づく影響力に 関 する要件、 ١, わ ゅ る性 交同 意 年 齢 0 年 齢 差 要件、 公 訴 時

効期間 等 \mathcal{O} 在り 方に 0 11 ても検討 を行うこと。 ま た、 障 害 者 が 被 害 者 で ある 性 犯 罪 に 関 Ļ 被 害 者 \mathcal{O} 意 思

間等の在り方についても検討を行うこと。

形成を考慮した要件、

障

:害者と

対

人援助

職

の者

等

; と の

間

の地

位に基づく

影響

力に関する要件、

公

訴

時

効

期

右決議する。